

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。）を各 1 人につき 6,500 円とすること。

イ 勤勉手当について

（ア）平成 19 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.775 月分とすること。

（イ）平成 20 年度以降については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.75 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第 2 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員について、12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の（2）のイの（イ）については平成 20 年 4 月 1 日から実施すること。